

2023年1月30日

中国の長江保護法、黄河保護法について

I. 長江保護法

1. 長江保護法について

長江保護法は、長江の生態環境の保護と回復、資源の合理的かつ効率的な利用を促進し、自然と調和のある共存と持続的発展のため制定された法律です。

2020年12月26日に採択され、2021年3月1日に施行されました。

また、2021年2月18日に上海海事局は、中国危険化学品目録に強毒性化学品と記載されている物質と内陸河川の禁輸危険化学物質のカタログ(2019年版)に記載された有毒化学品について、管轄内の長江流域で内陸水路を利用した輸送を2021年3月1日から禁止する通告を出しました(ただし、有毒化学品を生産できないという規定ではありません。対象品目を取り扱う企業は、水上輸送から陸上道路輸送への切り替えなどの検討が必要になります)。

長江保護法がカバーする地理上の範囲は非常に広く、長江本流、支流、湖が形成する集水区域に及ぶ青海省、四川省、チベット自治区、雲南省、重慶市、湖北省、湖南省、江西省、安徽省、江蘇省、上海市、及び甘粛省、陝西省、河南省、貴州省、広西チワン族自治区、広東省、浙江省、福建省の関連地方行政区域が含まれます。

長江保護法の化学工業に関する条文として、長江の本流と支流の川岸から1キロの範囲内で、化学工業団地と化学プロジェクトの新設、拡張を禁止するものがあります。同時に、長江本流の川岸から3キロの範囲と重要な支流の川岸から1キロの範囲で尾鉱(選鉱の結果得られる低品位の鉱産物)倉庫の新築、改築、拡張を禁止します。

違反者は50万元以上500万元以下、直接責任を負う役員は5万元以上10万元以下の罰金に処せられます。

2. 各地方それぞれの政策

(1) 江蘇省

長江の本流と支流の川岸から1キロ以内における化学団地と化学プロジェクトの新設・増設を厳禁し、違法・法規違反の工業団地を取り締まり、淘汰します。長江の本流・支流の川岸から3キロの範囲内で尾鉱倉庫の新築・改築・拡張を禁止します。長江支流沿いの1キロの範囲内で化学団地外に立地する化学関連工場は、原則としてすべて撤退または移転しなければなりません。

(2) 湖北省

長江の川岸から1キロ以内では、化学プロジェクトと重化学団地の新設を禁止し、川岸から15キロ以内では、化学団地外での化学プロジェクトの新設を一切禁止します。

尿素、リン、アンモニウム、電気石、苛性ソーダ、ポリ塩化ビニル、アルカリ、黄燐などの製品を生産する能力の増強を厳格に管理します。

(3) 安徽省合肥市

合肥市長江支流沿岸の1キロ以内の化学企業、飲料水水源保護区など生態保護区域内の化学企業および化学団地を無くします。

(4) 江西省

長江江西地区及び贛江、撫河、信江、饒河、修河岸線及び鄱陽湖の周辺1キロの範囲内では重化学工業プロジェクトの新設を禁止し、化学団地に入っていない化学品企業や、小規模化学企業を閉鎖し、環境に対する化学企業の管理・監督を全面的に強化します。

周辺5キロの範囲内では重化学工業の入居する化学団地の新設を禁止します。

各種保護区及びその他環境に影響の大きい地域に位置する化学団地、化学品工場を取り締まり、汚染物排出に問題のある化学品工場には期限付きで改善、または化学団地への移転を推進します。



II. 黄河保護法

1. 黄河保護法について

黄河保護法は、2022年10月30日に採択され、2023年4月1日から施行されます。

黄河保護法は流域内の生態環境の保護、黄河の安定の保障、水資源の節約と集約した利用の促進、質の高い発展の推進、黄河文化の伝承や発展の保護、人と自然の調和ある共生、中華民族の永続した発展の実現を目指して制定されました。

黄河流域とは、黄河水系の源流から海に入るまでの地理的・生態的な地域を示します。

主には青海省、四川省、甘肅省、寧夏、内蒙古、陝西省、山西省、河南省、山東省の9省区が含まれます。

黄河保護法は、黄河の本流・支流/海岸線において、管理・監督する範囲内の化学団地及び化学品プロジェクトの新規建設・増設禁止と規定されています。河川、湖に沿った化学団地と化学プロジェクトなどの地下水の重点汚染源及び周辺の地下水環境に潜むリスクについて調査・評価を行います。

コークス、化学品などの業界はクリーンな生産などを展開すべきと定めています。

2. 企業単位の汚染防止活動、生態破壊に対する責任の強化

①黄河流域の水質に関わる品質基準の一層の向上を図ります。

②黄河流域の人民政府は、特定の汚染源または汚染物質に対して、地方の水質汚染物質の排出基準を追加で制定すべきと規定しています。

③法律レベルで、新しい汚染物質の管理と管理に対する行政の職責を明確にしました。

④地下水汚染防止の主体责任を、事業単位で一層強化します。

特に第4項については、化学品生産工場及び工業集積地区、鉱山採掘地区、尾鉱倉庫、危険廃棄物処理場、ゴミ埋立地等の運営・管理部門は、浸出防止等の措置を講じ、地下水水質監視井戸を建設して監視を行い、地下水汚染を防止しなければなりません。

III. 黄河保護法と長江保護法の比較

黄河と長江の状況が異なるため、二つの法律の強調するポイントは同じではありません。黄河保護法においては、水資源の節約と集約利用に関する内容がとりわけ重要なものですが、長江保護法は、長江の巨大な生態系の汚染防止、生物多様性の保護、水資源の合理的利用、人と自然との共生実現などを目的として定められたものです。

化学品工場の新規開設、増設などについて、両法律とも規定しているものの、長江保護法の方が環境管理にはより厳しく制定しています。各地方政府は、長江保護法に従った政策を制定し、化学品工場の移転や、生産環境の改善・レベルアップを図ります。

ATTO CO., LTD.

5-1 Nihonbashi Muromachi 4-Chome, Chuo-Ku, Tokyo 103-0022 Japan

Tel: +81-3-6262-6467 / Fax: +81-3-6262-6468

URL: <http://www.attoinfo.com> / E-Mail: info@attoinfo.com



これから黄河流域の地方政府が、関連環境管理規制を徐々に打ち出すことが考えられます。現地の化学品工場は、各地方政策に対応して、改造、移転などなどアクションを求められることが予想されますので、新しい情報を入手次第、ご報告いたします。

以上